

【第2期スポーツ基本計画の策定について（中間報告）への意見】

対象テーマ1

スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

1. (1) スポーツ参画人口の拡大

②学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上

p9 [具体的施策] エ

国は、地方公共団体と連携し、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」により全国的な子供の体力・運動能力等を把握し、その分析結果を周知する。これに基づき、地方公共団体及び学校は、それぞれの成果と課題を検証し、体育・保健体育の授業等を改善する。

■意見

上記調査の分析に求められる視点は、地域ごとに異なる子供の体力・運動能力の実態と、結果に影響している各種要因を理解することです。そのためには、上記調査のみならず、地域の子供に関する多様なデータ、情報も踏まえた分析が必要となります。また、「体育・保健体育の授業等を改善する」について、これでは地域のスポーツ関係者の施策への関与につながりにくい表現ですので、「体育・保健体育の授業や地域における子供のスポーツ施策等を改善する」に修正すべきと考えます。

p10 [具体的施策] ケ

国は、日本体育協会（日体協）と連携し、総合型クラブ、スポーツ少年団の活動に関する情報を発信して、参加を促進させることにより、複数種目や多様なスポーツの経験を含む地域における子供のスポーツ機会の充実を図る。

■意見

「総合型クラブ、スポーツ少年団の活動に関する情報を発信して、参加を促進させることにより」については、より具体的な言及が必要と考えます。以下に加筆案を示します。

国は、日本体育協会（日体協）と連携し、総合型クラブやスポーツ少年団等の各地の先進的な取組に関する情報を地方公共団体や都道府県・市区町村体育協会等に提供することにより、複数種目や多様なスポーツの経験を含む地域における子供のスポーツ機会の充実を図る。

1. (2) スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

①スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保

p12 [現状と課題]

- ・ 審判員の多くは兼職しており、審判活動を行う事に対して職場の理解が十分でない。

■意見

この文章の審判員は、一部の競技に限られたトップレベルの審判員を指している印象を受けます。トップレベルの大会の審判を職域として確立することが施策に明記されていないので、多くがボランティアである旨を記載する方が、対象が広がると考えます。

p12 [現状と課題]

- ・ スポーツボランティアは、活動の希望者（約 14.5%）に比べ実際の実施率が低い（約 7.7%）

■意見

当財団の「スポーツライフ・データ 2014」を引用頂いています。いずれも調査結果のデータですので、「約」の表記は不要です。

p12 [具体的施策] ア

国は、指導者、専門スタッフ、審判員、スポーツボランティア、サポーター及び経営人材などスポーツに関わる人材の数や属性の特徴について調査研究を実施し、全体像を明らかにする。

■意見

指導者や審判員、競技団体の運営スタッフにもそれぞれにプロ・有給職員とボランティアがいるため、現状の書きぶりでは、スポーツに関わる人材像が適切に整理できていない印象を受けます。

- ・ スポーツを職業とする者とボランティアでスポーツに携わる者がいること
- ・ スポーツの指導、審判、団体運営、大会等の事業運営、応援（ファン、サポーター）など、多様なスポーツとの関わりがあること

上記のように人材を整理して記載するべきと考えます。

p12 [具体的施策] ウ

国は、地方公共団体、スポーツ団体及び民間事業者等と連携し、指導者やスポーツ団体職員等としての雇用を促進するほか、地域での運動指導に関わる 機会の拡大等を通じ、引退したアスリートのキャリア形成を支援する。

■意見

雇用の促進には、それにつながる事業と資金の拡充が求められます。また、アスリート本人の資質・能力の向上も不可欠です。以下に加筆案を示します。

国は、地方公共団体、スポーツ団体及び民間事業者等と連携し、事業規模の拡充や新規事業の開発等を通じて指導者やスポーツ団体職員等としての雇用を促進するほか、地域での運動指導に関わる機会の拡大等を通じ、引退したアスリートのキャリア形成を支援する。またあわせてアスリートの指導能力、スポーツに限らない職務能力の形成支援を目的として、競技団体・大学等と連携し、教育プログラムの開発を行う。

p13 [具体的施策] ケ

国は、日体協や日レクをはじめ様々な団体のスポーツ指導者に関する資格取得のためのプログラムや資格取得者の活動状況について整理し発信することにより、ステップアップを支援する。

■意見

「活動状況について整理し発信することにより」では、ステップアップの支援としては弱い印象を受けます。以下に加筆案を示します。

国は、日体協や日レクをはじめ様々な団体のスポーツ指導者に関する資格取得のためのプログラムや資格取得者の活動状況について整理し、有資格者による指導の成果や意義を発信することにより、資格をもたない指導者の資格取得と有資格者の更なるステップアップを支援する。

p13 [具体的施策] コ

国は、地方公共団体、日体協（各都道府県協会を含む）及び中央競技団体と連携し、学校、地域、総合型クラブ及び民間スポーツクラブ等におけるスポーツ指導機会を充実し、例えば、それらを掛け持つことによりフルタイムでスポーツ指導に従事できるような、スポーツ指導者が「職」として確立する環境を醸成する。

■意見

スポーツ指導を職業にできる指導者には、高い指導力が求められるのは言うまでもありません。以下に加筆案を示します。

国は、地方公共団体、日体協（各都道府県協会を含む）及び中央競技団体と連携し、学校、地域、総合型クラブ及び民間スポーツクラブ等におけるスポーツ指導機会の充実と、指導力の高い有資格指導者の活用を図る。これらの指導現場を掛け持つことにより、フルタイムでスポーツ指導に従事できるような、スポーツ指導者が「職」として確立する環境を整備する。

p14 [具体的施策] タ

国は、2020年東京大会をスポーツボランティア普及の好機として、スポーツボランティア育成に係る大学の先進事例の形成を支援するとともに、スポーツボランティア団体間の連携を促進することにより、スポーツボランティアの増加を図る。

■意見

スポーツボランティアがイベントのボランティアに限定されている印象をうけます。以下に加筆案を示します。

国は、2020年東京大会をスポーツボランティア普及の好機として、スポーツの指導、審判、団体・クラブの運営、大会やイベントの運営など、地域レベルから国際レベルまで、スポーツのあらゆる場面で不可欠なボランティアの意義を広く発信する。また、スポーツボランティア育成に係る大学の先進事例の形成を支援するとともに、スポーツボランティア団体間の連携を促進することにより、スポーツボランティア実施人口の増加を図る。

1. (2) スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

②総合型地域スポーツクラブの質的充実

p15 [具体的施策]

■意見

ア～カの具体的施策の後に、国の総合型クラブの評価が、地方公共団体や都道府県・市区町村の体育協会等による支援につながる施策を盛り込むべきと考えます（クラブ育成施策の意義が浸透していない現場も少なくありません）。

スポーツ庁「総合型地域スポーツクラブの今後の在り方に関する提言」の以下を参考にしてください。

（総合型クラブの効果等）

○総合型クラブの設立効果としては、地域住民のスポーツ参加機会の増加や地域住民間の交流の活性化、元気な高齢者の増加などが示されており、総合型クラブは、生涯を通じた住民のスポーツ参画の基盤となるものであり、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を果たしている。

○スポーツ基本法第 21 条において、地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、地域スポーツクラブが行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等に努めなければならない旨が規定されている。

○この規定等を踏まえ、市町村行政においては、年齢や性別、障害の有無やスポーツの得意、不得意を問わず、地域の誰もがスポーツに親しむ環境づくりに取り組む総合型クラブの公益的な活動について適切に評価し、必要な支援を行うことが重要である。

1. (2) スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

③スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保

p16 [現状と課題]

■意見

笹川スポーツ財団「スポーツ振興に関する全自治体調査 2015」で、1ヵ月以上利用を停止している公共スポーツ施設の有無を明らかにしました（都道府県の 27.3%、市区町村の 20.0%）。老朽化が進むことで、利用を停止する施設が増えることも予想されます。[現状と課題]で紹介することを提案します。

p16 [具体的施策] ア

国は、公立や民間のスポーツ施設の実態を3年に1回把握するとともに、「スポーツ施設のストックの適正化に関するガイドライン」に基づく地方公共団体の取組状況を毎年把握し、先進事例の情報提供等により地方公共団体が行う施設計画の策定を促進する。

■意見

国内のスポーツ施設は、「社会教育調査」と「体育・スポーツ施設現況調査」では完全に網羅できていません。スポーツ行政、教育行政、公園行政、福祉行政等、所管を超えてすべての公共施設・民間施設を地方公共団体が把握できる体制を整えることが、上記「ア」の施策と並行して国に求められると考えます。